

第5章 内装の意匠の保護

1. 改正の必要性

(1) 従来 of 制度

前述のとおり、意匠法では、一つの物品について一つの意匠が成立するという考え方が採用されており、原則として複数物品に一つの意匠を成立させることはできない。また、同法第7条は、意匠登録出願は意匠ごとにしなければならない旨を規定しており、この原則は「一意匠一出願の原則」と呼ばれているが、上記原則の例外として、同法第8条は組物の意匠について規定している。組物の意匠は、複数の物品が一組として同時に使用されるものの場合、組物全体として統一があるときは、組物の意匠として一出願で意匠登録を受けることができるものである。

(2) 改正の必要性

昨今、モノのデザインのみならず、空間全体のデザインを重視する観点から、企業が店舗等のデザイン、特に内装のデザインに特徴的な工夫を凝らしてブランド価値を創出し、サービスの提供や製品の販売を行う事例が増えている。企業のブランド価値の創出という観点からは、こうした店舗等の内装のデザインは、重要な要素となっている。

また、近年、オフィス家具・関連機器を扱う企業が、自社の製品を用いつつ、特徴的なオフィスデザインを設計し、顧客に提供する事例が生じている。

これらの内装デザインは、多額の投資を行った上で設計されており、これが容易に模倣されるようであれば、企業競争力の源泉たるデザイン投資の収縮を招くこととなる。

近年保護ニーズが高まっている内装デザインについては、前述の組物の意匠として保護することが考えられるが、その対象となる「組物」は、意匠法第8条において「同時に使用される二以上の物品であつて経済産業省令で定めるもの」と規定されており、また、「物品」は「有体物である動産」を意味している。よって、不動産たる建築物の一部（壁、天井、床等）の装飾については、これを組物の意匠とすることができない。

さらに、組物を構成する物品に係る意匠については、「組物全体として統一があるとき」に限り、意匠登録を受けることができるとされるが、内装デザインとは、家具や什器の組合せや配置、壁や床の装飾等によって醸成される統一的な美感を起こさせるものであり、組物の意匠とは性格を異にするものである。よって、「全体として統一があるとき」にのみ保護することとしている組物の意匠として保護することは適切ではない。

2. 改正の概要

家具や什器等の複数の物品等の組合せや配置、壁や床等の装飾により構成される内装が、全体として統一的な美感を起こさせるようなときは、一意匠一出願の例外として一つの意匠として意匠登録を受けることができるよう、意匠法新第8条の2に内装の意匠の登録に関する規定を新設することとした。

3. 改正条文の解説

◆意匠法第8条の2（新設）

（内装の意匠）

第八条の二 店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（以下「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、

内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

(1) 内装の意匠の対象

① 対象施設

対象施設については、まず、店舗デザインに投資して独創的な意匠を凝らし、ブランド価値を創出して製品・サービス等の付加価値や競争力を高める事例が増えていることから、「店舗」を規定した。次に、オフィスデザインについてもデザイン開発を促進すべく、「事務所」について規定した。さらに、店舗や事務所以外でも内装の意匠を保護すべき施設が存在し得ることから、これらを例示とすべく、「店舗、事務所その他の施設」と規定した。

② 内装の意匠の構成要素

内装の意匠の構成要素としては、店舗や事務所の内部の什器（机、椅子、ソファ、棚、台、カウンター、照明等）や床、壁、天井等の装飾等を想定している。条文上はこれらを「施設の内部の設備及び装飾（以下「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像」と規定した。

(2) 内装の意匠の登録要件

内装の意匠の本質は、家具や什器の組合せや配置、壁や床の装飾等によって統一的な美感が醸成される点にあり、この点がデザインとしての価値となる。これを踏まえ、組物の意匠と同様、一意匠一出願の原則の例外として、内装の意匠の登録を認める要件として、内装を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠が、「内装全体として統一的な美感を起こさせるとき」と規定した。

内装における「統一的な美感」が認められる例としては、①家具や什器、

壁や床等に共通の材質や模様等を用いている場合、②壁や床等の装飾、家具や什器を共通するコンセプトに基づいて構成している場合等が想定される。

【関連する改正事項】

◆意匠法第17条（拒絶の査定）

今般の改正における内装の意匠の追加に伴い、内装の意匠の意匠登録の要件（意匠法新第8条の2）を満たしていない場合を、拒絶査定について規定する第17条に追加した。